

経済学部公認団体を目指す団体へ

経済学部は、学生生活の質の向上及び学生相互の親睦並びに経済学部で行われる教育への貢献を目的とした、経済学部において学生が中心となって組織運営される団体のうち、「山口大学経済学部公認団体等に関する規約」第二条及び第三条に定める要件を満たすものを公認団体又は準公認団体(以下、「公認団体等」として扱うことができます。

「山口大学経済学部公認団体等に関する規約」第二条及び第三条は下記の通りです。

第二条

経済学部学生委員会(以下、「学生委員会」という。)は、経済学部の学部学生及び山口大学大学院経済学研究科所属の大学院生(以下、「大学院生」という。)によって構成される団体であって、左の要件の全てを満たし、かつ、その設立目的及び活動内容が適切であると認めるものを公認団体と決定することができる。

- 一 一〇名以上の構成員により活動していること。
- 二 団体結成届を提出してから二年以上の活動実績を有すること。
- 三 経済学部の教育職員又は経済学部から山口大学大学院東アジア研究科に配置換えされた教育職員が一名以上顧問に就任していること。

2. 経済学部ゼミナール連合協議会については、前項各号の要件を満たしていなくても、学生委員会の判断により、公認団体と決定することができる。

3. 公認団体と決定することのできる団体数の上限を九とする。

4. 経済学部長を全公認団体の総括顧問とする。

第三条

学生委員会は、経済学部の学部学生及び大学院生によって構成される団体であって、その設立目的及び活動内容が適切であると認めるものを準公認団体と決定することができる。

2. 準公認団体には、経済学部の教育職員又は経済学部から山口大学大学院東アジア研究科に配置換えされた教育職員が一名以上顧問に就任していなければならない。

3. 準公認団体と決定することのできる団体数に特に上限を設けない。

公認団体になると、ゼミ室の使用許可及び教育後援会課外活動援助給付の支給があります。準公認団体及び準公認団体の決定を受けていない団体にはそれらの支援はありませんが、経済学部の教室の貸し出しは可能になります。

公認団体を目指す場合、まずは準公認団体として認められなければいけません。

準公認団体として認められるためには、最初に「団体結成届（様式有）」及び「活動計画書」を4月末日までに提出してください。

これらの書類を提出し、1年間の活動観察期間後、翌年の4月末日に活動報告や決算報告書等の提出を提出すれば、審議後に準公認団体になることができます。

なお、団体の結成及び準公認団体になるために必要な構成人数に縛りはありません。

準公認団体から公認団体になるには、さらに1年間の活動後、4月末日に下記の書類を提出すれば、審議後に公認団体になることができます。ただし、「山口大学経済学部公認団体等に関する規約」第二条の要件を全て満たす必要があります。

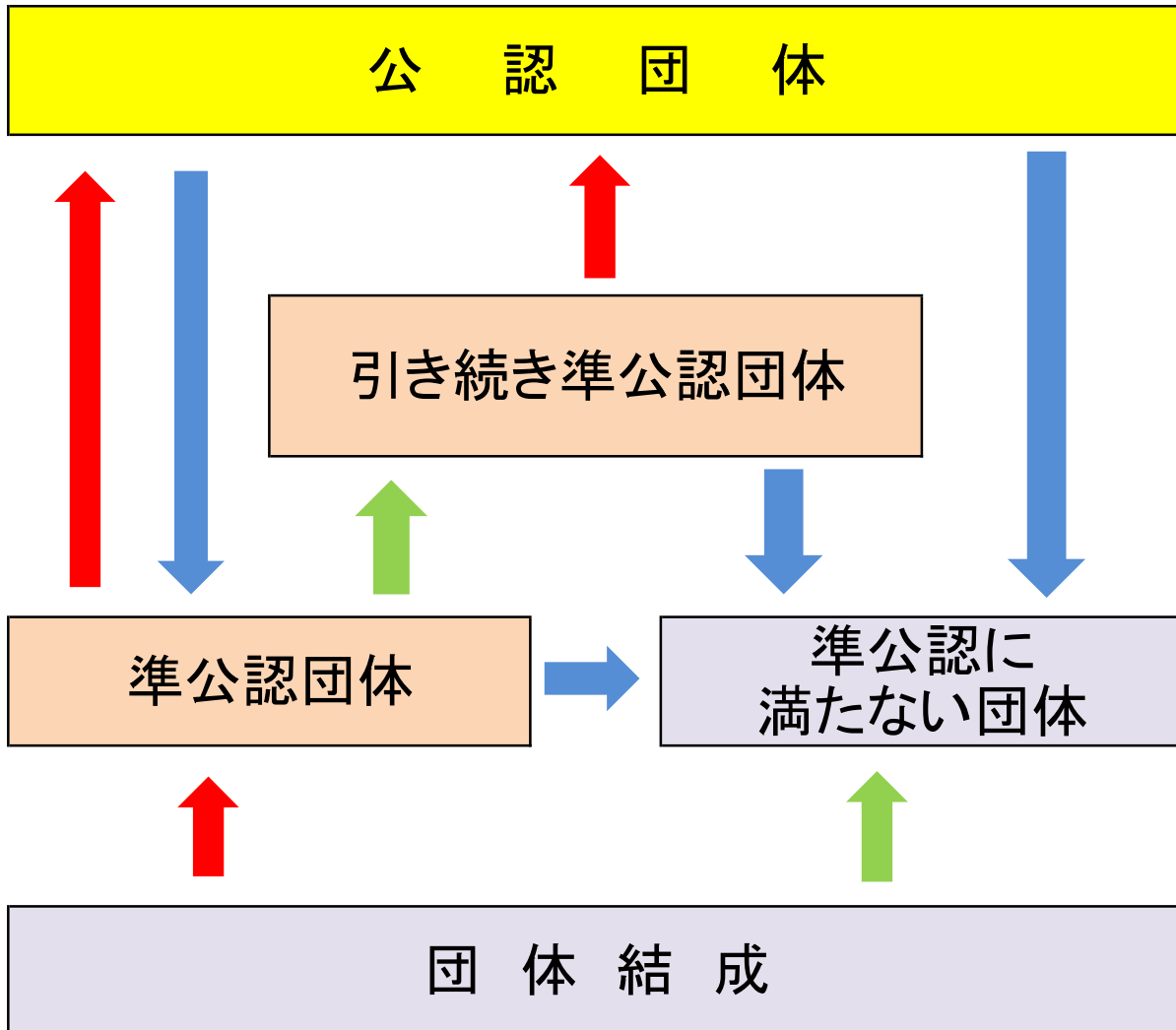
※公認団体の決定に必要な書類

- 団体継続届又は団体事項変更届
- 団体名簿
- 前年度活動報告書
- 前年度決算書
- 新年度活動計画書
- 新年度予算書
- ゼミ室使用誓約書

なお、規約にも記載されている通り、経済学部の公認団体は「経済学部の学部学生及び山口大学大学院経済学研究科所属の大学院生で構成されている団体」に限るので、他学部の学生が構成員として含まれる場合は、経済学部の公認団体としては認められなくなります。もし構成員に他学部の学生がいる場合は、共通教育係で新たに団体の申請を行ってください。

その他公認団体についてわからないことがあれば、経済学部学務係まで質問に来てください。

公認団体簡略図



1年経過かつ4月末日までに必要書類を提出(要審議)



1年経過かつ昇格を希望しない場合もしくは昇格が不適格な場合



活動内容が不適切な場合及び団体の要件を満たさない場合